

平成 22 年度 羽生市補助金等見直し基準

はじめに

補助金等の見直しについては、これまでも市として取り組んできた経緯があります。平成 16 年度の見直しでは、団体運営費補助について一律削減を行い、歳出抑制に努めてきました。また、平成 19 年度の見直しでは、団体運営費補助について改めてその決算状況や経費負担のあり方等を検証し、適正な補助に努めてきたところです。

しかし、その見直しは“継続ありきの金額の削減”にとどまり、補助の必要性や効果という視点からのチェックは行われず、一歩踏み込んだ見直しができませんでした。このことから、補助期間の長期化による支援の既得権化や団体等の自立を阻害するなどの弊害が生まれている現状です。

その一方、本市は当分の間市町村合併はせず、単独での自主自立を目指すため、コンパクトかつ持続可能な体制を整えていく必要があります。

そこで、これらの状況を踏まえ、市民の税金がもとになっている補助金等がどのように使われ、結果的に誰がサービスを受けたのかを明確にし、補助金等が適正かつ最大限に効果的に運用されるよう、以下の基準により補助金等の見直しを実施するものです。

※この基準における「補助金等」とは、市で支出する全ての補助金、交付金、助成金及びその他の給付金を指します。(負担金は除く。)

1 補助金等の課題

補助金等の交付は、市の政策目標を実現するための手段として、長い間重要な役割を担ってきた一方で、その必要性や効果が客観的な視点から十分にチェックされておらず、次のような課題が浮き彫りとなっています。

- ◆団体の既得権化の傾向が強まり、公平性が失われ、役割が縮小したものや目的が達成されたものの、見直しが図られていない。(必要性、公平性の問題)
- ◆補助金を交付することが目的化し、本来の目的である公益に資することが検証されずに曖昧になっている。(公益性の問題)
- ◆団体の補助金への依存度が高く、自主財源の確保など自立に向けた姿勢が希薄になっている。(適格性の問題)
- ◆補助金が税金で成り立っていることに留意した、効率的な補助金の活用が疎かになっている。(有効性の問題)

2 見直しの方針

2-1 見直しの基本方針

このような背景から、補助金等のあり方について改めて検証し、単に補助金額の削減を目的とするのではなく、その必要性や効果等を客観的な視点から評価し、補助金等の適正かつ効率的な運用を行うため、以下の5つの方針により見直すこととします。

【見直しの5つの方針】

- 1 公益性・必要性等の検証
- 2 補助根拠の整備
- 3 事務局事務の見直し
- 4 団体運営費補助の終期の設定
- 5 宿泊研修に対する補助の終了

(1) 公益性・必要性等の検証

補助金交付の原点に戻り、補助金等を支出するための大前提である公益性が客観的に認められるかについて判断します。これは、当初公益性が認められていても、社会情勢の変化とともにその判断は異なってくるためです。

また、現在のニーズに即しているかなどの必要性や、補助の有効性等も併せて判断します。なお、その際には、市民と行政との協働の観点を十分考慮する必要があります。

○地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(2) 補助根拠の整備

補助金等の交付については、より一層の適正かつ透明性のある執行が求められています。そのためにも、補助の目的や対象、算出方法等を明確にし、市民に対してきちんと説明できる補助根拠を整備しなければなりません。

一方で、本市における補助金等の交付状況をみると、羽生市補助金等交付規則（以下、「交付規則」という。）を根拠として執行している補助金等が数多くあります。

しかし、改めてその内容を精査してみると、現在の交付規則では補助の根拠が明確になっておらず、また対外的に説明するものとして充分でないにも関わらず、それを根拠に長期間にわたり補助金等を交付している現状があります。

これらの状況を受け、現在の交付規則については、対象事業を定めた条項を削る等の全面的な改正を行い、交付の手続きに関して定めるものと位置付け、その補助根拠については、補助金ごとに基本的事項を定めた交付要綱等を今年度中に作成することとします。

(3) 事務局事務の見直し

団体等における事務局事務を長期間において市職員が担っているものがありますが、団体の自立を促すためには、市の関与を少なくし、団体自らの運営を促進する必要があります。

従って、その事務を市が実施すべき特別な理由があるものを除き、原則として今後3年以内に事務局事務を団体等に移管することとします。

なお、そのうち会計事務については、今年度よりすべての団体等において通帳や印鑑の管理は団体自身が行うこととし、その適正化や透明化に努めます。

(4) 団体運営費補助の終期の設定

団体運営費補助は、その団体が自立するまでの一定期間のみ経済的援助をする性質のものです。

このことから、趣味、レクリエーション、NPO活動等、市民が自主的に活動する団体に対する運営費補助については、その団体の自立を促すため、原則として3年を限度として終期を設定することとします。

なお、補助期間経過後においても継続の必要性がある事業については、新たな指針(補助金等の交付基準を策定予定)に照らし合わせて判断するものとします。

(5) 宿泊研修に対する補助の終了

現在、団体等が実施する宿泊研修について、市は補助を行っています。

その一方で、市の財政状況や社会情勢、市民感情等を考慮すると、宿泊研修に対する補助は時代にそぐわなくなってきており、市民の理解を得づらいつまわれます。

これらの状況を受け、団体等が実施するすべての宿泊研修について、その補助を終了することとします。

※なお、5つの見直し方針以外に、19年度の見直しの際に出された指示事項についての実施状況の確認を行うとともに、実施されていない場合には再指示や減額等の措置を行うこととします。

2-2 対象とする補助金等

見直しの対象とする補助金等は、原則として平成22年度に予算化されている次の補助金等とします。

- a) 事業費補助（公益事業補助）
- b) 団体運営費補助

なお、見直し方針②（補助根拠の整備）についてのみ、すべての補助金等を対象として見直します。

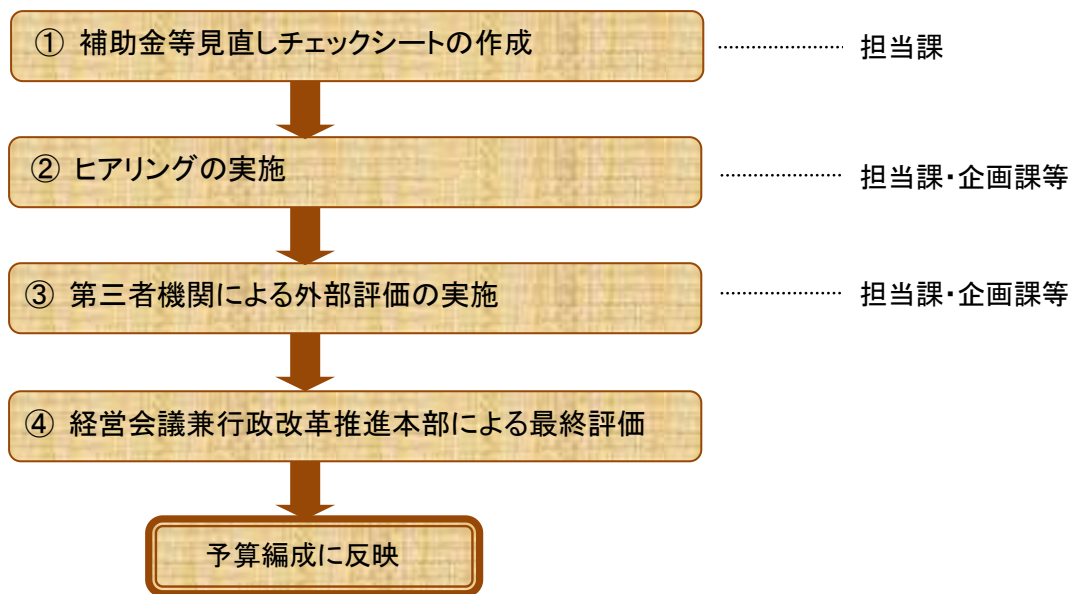
また、次に掲げるものは、見直しの対象から除くこととします。

- ・今年度から事業を実施するもの
- ・今年度で事業を終了するもの
- ・今年度のみ補助を行うもの
- ・補助金等の交付について、他の機関で独自に審査しているもの

2-3 見直し手順

見直し対象の補助金等について、各所管課において「補助金等見直しチェックシート」（別添様式）を作成し、ヒアリング等を踏まえながら個別に見直しを行います。

なお、見直しに際し、必要に応じて第三者機関による外部評価を実施し、幅広い視点からの意見を反映した見直しを図るものとしてます。



3 評価

3-1 評価の方法と評価結果に対する措置

前記した見直し方針に対する評価の方法及びその結果に対する措置については、以下の方法により実施します。

見直し方針	評価方法	措 置
①公益性・必要性等の検証	「公益性・必要性・有効性・公平性・適格性」の観点から評価（後述参照）	「補助金等評価基準表」（別表）による
②補助根拠の整備	補助金ごとに内容を確認し、実状を把握する	未整備のものについては、今年度中に交付要綱等を策定する
③事務局事務の見直し		原則として今後3年以内に団体等に移管する（会計事務は今年度中）
④団体運営費補助の終期の設定		原則として3年を限度に終期を設定する
⑤宿泊研修に対する補助の終了		宿泊研修にかかる補助金額の減額

【公益性・必要性等の検証に関する評価項目】

公益性…事業目的や事業内容に、補助を行うに足りる公益性が客観的に認められるか

必要性…現在の社会情勢において市民ニーズが高く、また市民と行政との協働の観点から、真に補助すべき事業か

有効性…補助効果が高く、他の手段でなく補助によることが施策目的を実現するために最適か

公平性…他団体や市民との間で公平であり、補助金等の効果が広く市民に及ぶものか

適格性…補助金等の支出根拠が条例、規則等に基づき明確になっており、団体自らで適正な運営を行っているか

3-2 評価結果の予算への反映

見直しによる評価結果については、平成23～25年度の予算編成に反映させるものとします。

3-3 情報の公表

補助金等の交付について、より透明性のある仕組みとするために、結果にかかる次の情報を、市のホームページ等に公表するものとします。

- a) 補助金等の名称
- b) 補助交付先
- c) 補助期間
- d) 評価結果
- e) 補助金額
- f) 担当課
- g) その他、公表に必要となる情報

4 今後の見直し方法

原則として、全ての補助金等を対象に、3年を目安に見直しを実施することにより、補助金等の必要性や効果を検証し続けるシステムを構築します。

また、この見直しによって得られた方向性に基づいて、次年度以降の予算編成に確実に反映させるなど、PDCAサイクルの観点から実行性あるものにしていきます。

(別表) 補助金等評価基準表

【評価の判断基準等】

評価項目	判断基準	採点加算
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的や内容が、客観的に公益性が認められるか ・ 市の施策として積極的に奨励しようとするものであるか (市の政策上の位置付け(総合振興計画等)に整合しているか) 	× 2
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業(活動)であるか ・ 社会ニーズ、市民ニーズは高いか(事業目的や内容が、今日の社会経済情勢に合致しているか) ・ 民間等に類似した事業はないか(代替事業が他に行われていないか) ・ 形式的、習慣的な補助でないか ・ 自立が可能な団体ではないか <p>【補助金に対する繰越金等の目安：50%以内】</p>	× 2
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を達成するための手段として、補助は有効であるか ・ 補助目的や金額に見合う効果が認められるか、又は十分に期待できるか(費用対効果の観点) ・ 効果を測るための項目、指標等は具体的で妥当なものか(数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能なものか) 	× 2
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象とその他の団体、市民との間で公平性は保たれているか ・ 効果が広く市民一般に及んでいるか(特定の団体や個人のみの利益に供することがないか) ・ 効果が一定範囲(地域、年代等)に限定されていてもなお、必要性が高いものか 	—
適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の支出根拠や手続きが明確であるか(条例、規則等に基づいているか) ・ 補助目的や内容を公開できるか ・ 市の関与を少なくし、団体自らで適正な運営を行っているか、又は行う意思を有しているか <p>【補助率の目安：50%以内】</p> <p>【補助金に対する自己負担率の目安：20%以上】</p>	—

【評価点の基準】

評 価	評価点
大いに認められる	5
認められる	4
やや認められる	3
あまり認められない	2
認められない	1

【評価基準による今後の方針】

区分	合計点数（40点満点中）	今後の方針	
I	12点以下	終了	適当でないと判断されるものであり、補助を終了する。
II	13点以上18点未満	縮小	効果が低いと判断されるものであり、補助金等を減額し、3年を限度として補助の終期を設定する。
III	18点以上28点未満		一定の効果が認められるものの、事業内容等を精査し、補助金等を減額する。
IV	28点以上36点未満	継続	効果が認められるものであり、事業内容等を精査のうえ、補助を継続する。
V	36点以上		総合的に見て奨励すべきと判断されるものであり、事業内容によっては増額も視野に入れながら、補助を継続する。

【資料】 補助分類

